

市第15号議案 横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

1 改正の内容

「横浜市下水道事業の設置等に関する条例」(以下「設置条例」という。)において、予算で定めなければならないこととされている下水道事業の用に供する土地の取得及び処分の面積要件を、現行の一件20,000平方メートル以上から「一件10,000平方メートル以上」に引き下げます。

2 改正の理由

大規模な土地の取得・売却に対する市民の関心の高まり等を踏まえ、「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」における土地の取得又は処分に係る議決の面積要件が引き下げられ、平成25年4月1日に施行されました。その改正に合わせ、設置条例の面積要件を引き下げるための改正を行います。

3 条例改正に伴う対応について

平成25年度予算において、一件10,000平方メートル以上の土地の取得及び処分の予定はありません。

4 改正条例の施行期日

公布の日から施行

5 横浜市下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(重要な資産の取得及び処分) 第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件 <u>20,000平方メートル以上</u> のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。	(重要な資産の取得及び処分) 第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件 <u>10,000平方メートル以上</u> のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。